附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の外国為替及び外国貿易法（次項及び附則第四条において「新法」という。）第二十八条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う同条第一項に規定する特定取得について適用する。

2　新法第五十三条第三項又は第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、施行日以後にされた貨物の輸出又は輸入に関しての外国為替及び外国貿易法第五十三条第一項又は新法第五十三条第二項の規定による禁止について適用し、施行日前にされた貨物の輸出又は輸入に関しての外国為替及び外国貿易法第五十三条第一項又はこの法律による改正前の外国為替及び外国貿易法第五十三条第二項の規定による禁止については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（財務省設置法の一部改正）

第五条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十三号中「及び外国投資家」を「並びに外国投資家」に改め、「いう。）」の下に「及び同法第二十六条第三項に規定する特定取得（同号において「特定取得」という。）」を加える。

第八条第一項第二号中「対内直接投資等」の下に「、特定取得」を加える。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

条約

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十号

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

この議定書の締約国は、

生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）の締約国として、

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が条約の三つの中核的な目的の一つであることを想起し、及びこの議定書が条約の枠組みにおけるこの目的の実現を追求することを認識し、

諸国が自国の天然資源に対して及び条約に基づいて有する主権的権利を再確認し、

さらに、条約第十五条の規定を想起し、

条約第十六条及び第十九条の規定に従い、開発途上国における遺伝資源に価値を付加するための研究及びイノベーションの能力を開発することを目的とする技術移転及び協力が持続可能な開発に果たす重要な貢献を認識し、

生態系及び生物の多様性の経済的価値について公衆を啓発すること並びにこの経済的価値を生物の多様性の管理者と公正かつ衡平に配分することが、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を奨励する重要な措置であることを認識し、

取得の機会及び利益の配分が、生物の多様性の保全及び持続可能な利用、貧困の撲滅並びに環境の持続可能性の確保に貢献し、これによりミレニアム開発目標の達成に貢献する潜在的な役割を有することを認め、

遺伝資源の取得の機会と遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分との間の相互関係を認め、

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する法的な確実性を提供することの重要性を認識し、

さらに、遺伝資源の提供者と利用者との間の相互に合意する条件についての交渉における衡平及び公正を促進することの重要性を認識し、

また、取得の機会及び利益の配分において女性が不可欠の役割を果たすことを認識し、並びに生物の多様性の保全のための政策の決定及び実施の全ての段階における女性の完全な参加が必要であることを確認し、

条約の取得の機会及び利益の配分に関する規定の効果的な実施を更に支援することを決意し、

遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、国境を越えた状況で存在するもの又は情報に基づく事前の同意を与えること若しくは得ることができないものの利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、革新的な解決策が必要とされることを認識し、

食糧安全保障、公衆衛生、生物の多様性の保全並びに気候変動の緩和及び気候変動に対する適応にとって遺伝資源が重要であることを認識し、

農業に係る生物の多様性が特別の性質及び他と異なる特徴を有すること並びに農業に係る生物の多様性の問題が特有の解決策を必要とすることを認識し、

全ての国が食料及び農業のための遺伝資源に関し相互依存関係にあること並びに当該遺伝資源が貧困の軽減及び気候変動の文脈における世界的規模の食糧安全保障の達成及び農業の持続可能な発展にとって特別の性質及び重要性を有することを認識し、また、この点に関し、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約及び国際連合食糧農業機関の食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会の基本的な役割を認め、

世界保健機関の国際保健規則（二千五年）並びに公衆衛生に係る準備及び対応のために人の病原体の取得の機会を確保することの重要性に留意し、

取得の機会及び利益の配分に関連する他の国際的な場において進められている作業を認め、

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の下で設立された取得の機会及び利益の配分に関する多数国間の制度が条約と調和する方法によって設けられたことを想起し、

取得の機会及び利益の配分に関する国際文書が条約の目的を達成するために相互に補完的であるべきことを認識し、

条約第八条(j)の規定が遺伝資源に関連する伝統的な知識及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について有する関連性を想起し、

遺伝資源と伝統的な知識との間の相互関係、遺伝資源及び伝統的な知識が先住民の社会及び地域社会と不可分であるという性質並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため並びにこれらの社会における持続可能な暮らしのために伝統的な知識が有する重要性に留意し、